

田村市
生き残りをかけた中小企業成長戦略
アドバイザリー業務委託

仕様書

令和8年2月
福島県田村市

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する、田村市生き残りをかけた中小企業成長戦略アドバイザリー業務委託（以下「本業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2. 目的

市が令和5年度に1,123の事業所を対象に実施したアンケート調査分析結果によると、企業が今後強化していきたいと回答した項目の上位に、「人材確保・育成」、「市場開拓・販路開拓」、「製品・サービス開拓・独自性」、「経営戦略・企画力」が上げられている。その中でも36.0%の事業所が「雇用に対する支援」を上げており、企業からのヒアリング調査からは、人材の紹介、情報の共有、働く環境整備、研修機会の提供などが求められているとともに近隣への雇用人口流出も市が抱える構造的な課題として捉えていることが伺える。

これらの課題に対し、これまでの行政主導による施策の展開から一転し、新たに経営者、経済団体、金融機関、学識経験者、事業者、経営指導員、市経営戦略アドバイザー等を構成員とする「エコノミックガーデニング田村本会議」と「エコノミックガーデニング田村実務者会合」を設置し、議論を重ねて、これまでに24の提案を受け、事業の具現化を進めている。

今回新たに提案を受けた事業を「生き残りをかけた中小企業成長戦略事業」として掲げ、製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、雇用創出、経営者育成、起業支援、DX推進までの多岐にわたる専門課題を横断的かつ一貫した支援体系を構築し事業展開をする必要がある。

本業務においては、実務的なノウハウや中小企業の実践支援、業務遂行のスピードアップが必要不可欠であるとともに、自治体内部にない専門知識（税務・会計・法務、IT、マーケティング等）を短期間で補完し事業の実施の支援を行う。

3. 履行期限

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

4. 委託額

本業務の委託額上限は、8,173,131円（消費税込）とする。

委託額の内訳は下記を目安とする。ただし、提出された提案が本事業の目的に資すると認められ、より適切な経費配分が必要と判断される場合は、当市と受託者が委託額および内訳を協議するものとする。

※上記金額は、見積りに係る予定価格を示すものではない。

5. 業務内容

（1）実施内容

- ①生き残りをかけた中小企業成長戦略事業関連施策^{※1}へのアドバイザリー業務
- ②生き残りをかけた中小企業成長戦略事業への方針策定支援
- ③新規事業創出支援事業設計に係るアドバイザリー業務
- ④田村市エコノミックガーデニング事業促進に関する提案
- ⑤事業活用事業者増加を図るための提案

⑥その他、独自性のある提案

※1 田村市が別途実施する下記の事業を対象とする。（別紙「資料①」参照。）

- ・「田村の匠」製品紹介冊子・PVの製作事業
- ・ビジネスチャンス拡大事業
- ・中小企業交流セミナー
- ・産業祭
- ・緊急新規雇用・離職者対策事業
- ・新規雇用企業等支援金交付事業
- ・市内起業者・経営者等ネットワーク構築事業
- ・地域企業イノベーション創出事業
- ・中小企業診断士等派遣事業
- ・地域通貨運用基礎調査業務事業
- ・デジタル通貨（地域スタンプ券）事業
- ・地域E-C基盤強化支援事業

（2）実施体制・運営管理

①業務実施体制、運営管理方法

（3）広報・情報発信

①広報・情報発信の方法と効果

（4）調査・分析

①調査・分析による効果

本事業において、市が目指す将来像は、「田村市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「デジタル都市構想」。）の基本方針と一体的に実現を図るものであり、デジタル都市構想が掲げる主要目標（地方に仕事をつくる／人の流れをつくる／結婚・出産・子育ての希望をかなえる／魅力的な地域をつくる）に対し、「エコノミックガーデニング」に基づく地域内ネットワーク、デジタル技術、地域資源を連携させることで、地域内における商品等への付加価値を創出し、新たな販路確保や拡大、雇用の定着等の好循環を構築し、デジタル基盤整備・人材育成・地域の魅力向上等に寄与する事業として掲げ、新規雇用者数、売上比率、新規採用者の離職率、起業数（売上増加数）、商談数、補助金交付金額などを対象事業の重要業績評価指標（KPI）として定め、年次PDC Aにより構想の中期目標・数値目標（将来人口や産業指標等）へ貢献するよう運用する。

（5）その他

①その他、独自性のある企画を提案し、本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。

6. 成果物

（1）実施報告書 電子データ（PDF 形式）及び印刷物2部を納品

（2）その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7. 納品場所

田村市産業部商工課

福島県田村市船引町船引字畠添 76 番地 2

8. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて隨時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。

ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9. 見積書作成要領

見積書の作成に当たっては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

10. その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。